

## 公認指導者規程

### <趣旨>

日本におけるソフトボール競技の振興と競技力向上にあたるための指導者の資質と指導力の向上を図り、指導活動の促進と指導体制を確立するため、公益財団法人日本スポーツ協会が制定する「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に同意した上で公認指導者規程（以下、「当規程」という。）を定める。

### 第1条（目的）

公益財団法人日本ソフトボール協会専門委員会規程第7条に基づき、次の各号に掲げる事項を達成するために当規程を定める。

- （1）ソフトボール競技の普及発展に即応する指導体制を確立すること。
- （2）ソフトボール競技における基礎的な指導や競技力向上のための指導に対応し得る指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上を図ること。
- （3）指導者の各協会等における位置づけと役割に応じた資格の意味を明確にし、社会的信頼を確保すること。
- （4）指導者が各協会等において常に自己研鑽を図り、また、相互に情報交換を行い、連携を進め活動促進を図ること。

### 第2条（指導者の種類）

公認スポーツ指導者の種類は、次の各号の通りとする。

- （1）公益財団法人日本スポーツ協会並びに公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「本会」という）認定資格
  - ①公認スタートコーチ
  - ④②公認ソフトボールコーチ1
  - ②③公認ソフトボールコーチ2
  - ③④公認ソフトボールコーチ3
  - ④⑤公認ソフトボールコーチ4
- （2）本会認定資格
  - ① 公認ソフトボール準指導員

### 第3条（指導者の養成）

指導者の養成は、次の各号に示す講習時間及び講習内容をもって行う。

- （1）講習時間
  - ①公認スタートコーチ  
共通科目／15時間（集合講習 3.5、その他 11.5）都道府県ソフトボール協会が実施  
専門科目／7.5時間（集合講習 4、その他 3.5）都道府県ソフトボール協会が実施
  - ②公認ソフトボールコーチ1  
共通科目／ 45 時間（通信講座）公益財団法人日本スポーツ協会がNHK学園と提携して実施

専門科目／ 20 時間（集合講習 15、その他 5）都道府県ソフトボール協会が実施

③公認ソフトボールコーチ 2

共通科目／ 135 時間 公益財団法人日本体育スポーツ協会が実施

専門科目／ 40 時間 都道府県ソフトボール協会が実施

④公認ソフトボールコーチ 3

共通科目／ 150 時間 公益財団法人日本スポーツ協会が実施

専門科目／ 60 時間 本会が実施

⑤公認ソフトボールコーチ 4

共通科目／ 151 時間以上 公益財団法人日本スポーツ協会が実施

専門科目／ 80 時間（集合講習 30、その他 50）本会が実施

⑥公認ソフトボール準指導員

専門科目／ 40 時間（集合講習 30、その他 10）都道府県ソフトボール協会が主催

※公認ソフトボール準指導員（「公認ソフトボールコーチ 1」資格の専門科目相当の内容を受講・受験し認定される）の資格を有する者は、当該年度を含め 4 年以内に共通科目 I（NHK 学園による通信講座等）を受講・受験し、「コーチ 1」資格を取得することが義務づけられている。したがって、「公認ソフトボール準指導員」資格取得者が、合格した当該年度を含め 4 年以内に「公認ソフトボールコーチ 1」資格を取得しない場合には、当規程第 7 条（資格の喪失）が適用される。

(2) 講習内容

①公認スタートコーチ

共通科目スタート

公益財団法人日本スポーツ協会にて別に定める

専門科目

本会にて別に定める

②公認ソフトボールコーチ 1

共通科目 I

公益財団法人日本スポーツ協会にて別に定める

専門科目

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技
- 3) 指導実習

③公認ソフトボールコーチ 2

共通科目 II

公益財団法人日本スポーツ協会にて別に定める

専門科目

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技
- 3) 指導実習

④公認ソフトボールコーチ 3

共通科目 III

公認財団法人日本スポーツ協会にて別に定める

**専門科目**

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技
- 3) 指導実習

⑤公認ソフトボールコーチ 4

**共通科目Ⅳ**

公認財団法人日本スポーツ協会にて別に定める

**専門科目**

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技・指導実習

⑥公認ソフトボール準指導員

**専門科目**

- 1) 種目の特性に応じた基礎理論
- 2) 実技
- 3) 指導実習

第4条（指導者資格の検定及び審査）

講習に基づく指導者資格の検定及び審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

①公認ソフトボールスタートコーチ

- 1) 共通科目における検定は、公益財団法人日本スポーツ協会の指定の方法により実施する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会の指名する各都道府県ソフトボール協会指導者委員会の判定を、本会指導者委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールスタートコーチ養成講習会修了者」として認める。

②公認ソフトボールコーチ 1

- 1) 共通科目における検定は、公益財団法人日本スポーツ協会において実施・審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会の指名する各都道府県ソフトボール協会指導者委員会の判定を、本会指導者委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ 1 養成講習会修了者」として認める。

③公認ソフトボールコーチ 2

- 1) 共通科目における検定は、公益財団法人日本スポーツ協会において実施・審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会の指名する各都道府県ソフトボール協会指導者委員会の判定を、本会指導

者委員会において審査する。

- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ 2 養成講習会修了者」として認める。

④公認ソフトボールコーチ 3

- 1) 共通科目における検定は、公益財団法人日本スポーツ協会において実施・審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会指導者委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ 3 養成講習会修了者」と認める。

⑤公認ソフトボールコーチ 4

- 1) 共通科目における検定は、公益財団法人日本スポーツ協会において実施・審査する。
- 2) 専門科目における検定は、技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会指導者委員会において審査する。
- 3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認ソフトボールコーチ 4 養成講習会修了者」と認める。

⑥公認ソフトボール準指導員

- 1) 技能検定並びに筆記試験等を加えた総合判定とし、本会の指名する各都道府県ソフトボール協会指導者委員会の判定を、本会指導者委員会において審査する。
- 2) 検定に合格した者を「公認ソフトボール準指導員修了者」として認める。なお、「公認ソフトボールコーチ 1 養成講習会」受講の出願に際しては、専門科目修了者として免除申請ができる。

## 第5条（認定講習会の受講資格）

当規程の第3条及び第4条に定める講習及び検定を受けるには、それぞれ次の要件を満たしていなければならない。

①公認ソフトボールスタートコーチ

- 1) 受講年度の4月1日現在、満18歳以上の者。
- 2) スポーツクラブ等においてソフトボール競技の指導に当たっている者。
- 3) またはこれから指導者になろうとする者。

②公認ソフトボールコーチ 1

- 1) 受講年度の4月1日現在、満18歳以上の者。
- 2) スポーツクラブ等においてソフトボール競技の指導に当たっている者。
- 3) またはこれから指導者になろうとする者。

③公認ソフトボールコーチ 2

- 1) ソフトボールコーチ 1 有資格者で受講年度の4月1日現在、満22歳以上の者。
- 2) スポーツクラブ等において中心的な役割を担っている者。
- 3) またはこれから中心的な役割を担う者。

④公認ソフトボールコーチ 3

- 1) 受講年度の4月1日現在、満22歳以上の者。
- 2) 都道府県ソフトボール協会会長の推薦を得た者。
- 3) 本会指導者委員会の承認を得た者。

⑤公認ソフトボールコーチ4

- 1) ソフトボールコーチ3有資格者で受講年度の4月1日現在、満24歳以上の者。
- 2) 本会指導者委員会の承認を得た者。

⑥公認ソフトボール準指導員

- 1) 受講年度の4月1日現在、満18歳以上の者。
- 2) 地域において、スポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導に当たっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

※共通科目・専門科目における、講習・試験等の免除規定は別に定める。

## 第6条（認定、登録及び更新）

公認ソフトボールコーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4の認定、登録及び更新は、下記の通りとする。

- (1) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者は、公益財団法人日本スポーツ協会への登録手続きを行う。登録手続き完了者に対して、公益財団法人日本スポーツ協会より公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」が交付される。
- (2) 公認スポーツ指導者登録の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6か月前までに、公益財団法人日本スポーツ協会、あるいは公益財団法人日本ソフトボール協会の定める研修を受けなければならない。

### 2 公認ソフトボール準指導員の認定、登録及び更新は下記の通りとする。

- (1) 公認ソフトボール準指導員に合格した者に対し、公益財団法人日本ソフトボール協会は都道府県ソフトボール協会から提出された「合格者認定申請」及び「登録申請」に基づき認定・登録手続きを行う。登録手続き完了者は、公益財団法人日本ソフトボール協会より、都道府県ソフトボール協会指導者委員会を通じて公認ソフトボール準指導員「認定証」が交付される。また、併せて公認ソフトボールコーチ1専門科目修了者として認められる。
- (2) 公認ソフトボール準指導員資格取得者は、公認ソフトボールコーチ1養成講習会の共通科目I 45時間（NHK学園による通信講座等）を受講・受験し、合格することにより、ソフトボールコーチ1として認定される。
- (3) 公認ソフトボールコーチ1への移行猶予期間は、公認ソフトボール準指導員資格取得年度（初期登録年度）を含め4年間であり、それ以後の資格登録は認められない。また、登録による資格の有効期間は4年間とし、更新登録は認められない。

## 第7条（指導者資格の喪失）

公認スポーツ指導者が、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 公認ソフトボール準指導員の登録をしなかった者。
- (2) 初期登録年度を含めた4年間で公認ソフトボールコーチ1への移行を行わなかった者。
- (3) 公認スポーツ指導者の登録をしなかった者。

(4) 公認スポーツ指導者として不適当と認められた者。

#### 第8条（指導者資格取得の義務化）

公益財団法人日本ソフトボール協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場するチームの監督・コーチは、原則として、当規程第2条の有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有していない場合においては、チーム内に有資格者（監督代行になり得るもの）がいなければならない。

2 国民体育大会の監督は、公益財団法人日本スポーツ協会「公認ソフトボールコーチ1」「公認ソフトボールコーチ2」「公認ソフトボールコーチ3」「公認ソフトボールコーチ4」のいずれかの資格を有すること。

#### 第9条（無資格者の暫定措置）

公益財団法人日本ソフトボール協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場するチームで第8条に定める有資格者がいない場合は、暫定措置として、都道府県ソフトボール協会が実施する「指導者対象講習会」を受講し、その「受講修了証（写し）」をもって出場することができる。なお、この暫定措置の有効期限は1年間とし、継続的に指導者資格を必要とする場合は、当規程第2条に定める資格を取得することが望ましい。

2 指導者対象講習会の受講制限は、内規で定める。

#### 第10条（競技会における指導者資格の確認）

公式試合出場時における資格の確認は、大会参加申込書に、取得資格名・登録番号等を記載する欄を設け、大会プログラムに掲載する方法によって行う。大会競技委員長は、記載された内容をもとに資格の確認を行う。

#### 第11条（改 廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

昭和61年3月1日制定・施行

#### 改訂履歴

平成3年4月1日改正・施行

平成3年9月2日 一部改正

平成4年4月4日改正・施行

平成6年12月12日 一部改正

平成10年4月1日改正・施行

平成12年5月16日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成15年2月23日 一部改正

平成17年4月1日改正・施行

平成 17 年 11 月 23 日 一部改正

(第 12 条追記)

平成 19 年 11 月 23 日 一部改正

(第 3、6、7、9 条一部削除・追記)

平成 21 年 4 月 1 日改正・施行

(第 3、7、9、10、12 条一部削除・追記)

(第 8 条「旧資格の登録更新」条文削除)

(第 9、10、11、12 条の条文繰上げ)

平成 26 年 2 月 23 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

(趣旨、第 2、3、4、5、6、7、8、10 条一部削除・追記)

(注記)

本規程条文における「公認ソフトボール準指導員」および「指導者対象講習会」の運用については、令和 3 年度（令和 4 年 3 月 31 日まで）をもって制度廃止となります。廃止後は本規程の各種指導者資格の運用とする。